

## 個人情報保護法の施行に伴う年金相談対応について

個人情報保護法が平成17年4月1日から全面施行されました。農林年金の年金相談業務における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法を遵守し、その趣旨である本人の権利利益を保護するとともに、これまで職域の年金制度として果たしてきた相談機能が発揮できるよう配慮するものとします。

このため、相談対応等について、次のように整理しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

### 1 個人情報の提供の有無による年金相談の区分

#### (1) 個人情報の提供を伴わない一般的な相談事項

従来どおり対応していくこととします。

#### (2) 個人情報の提供を伴う相談事項

個人情報保護法の施行に伴い、本人確認や受付・回答手段等においてより慎重な取り扱いをしていく必要があります。

(表1) 個人情報の提供の有無による年金相談の例示

相談区分	個人情報の提供を伴わない 一般相談	個人情報の提供を伴う 相談
1 農林年金に対する諸手続きの指導  ●特例年金・一時金の請求手続き	請求書の記入の仕方、 一時金返還方法	特例年金額の試算、一時金 額の試算、一時金返還額試 算
2 団体及び役職員に対す る相談業務  ●団体異動に関するもの	新規（再）登録手続き 新設合併、吸収合併手続き 団体名称・住所変更手続き 解散手続き	

<ul style="list-style-type: none"> <li>●特例業務負担金に関するもの</li> <li>●農林共済組合員期間の証明に関するもの</li> </ul>	特例業務負担金額確認 将来見込み額確認  発行依頼	組合員期間確認、 退職一時金受給の有無確認、 金額確認
<b>3 年金受給権者に対する相談業務</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●年金・一時金決定に関するもの</li> <li>●身上報告書に関するもの</li> <li>●扶養親族等申告書に関するもの</li> </ul>	年金・一時金決定確認  記入の仕方 記入の仕方	年金額・一時金額照会  前年度の扶養親族申告内容

(参考) 個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」をいいます。

## 2 個人情報の提供を伴う相談への対応方法

### (1) 相談者の区分

個人情報保護法により、農林年金が保有している個人情報は、原則として本人又はその代理人以外には提供できません。

なお、本人の同意がある場合には第三者へ提供することは可能です。このため、個人情報の提供を伴う相談の場合、相談者の区分は以下のとおりとします。

#### ① 本人

#### ② 代理人（法定代理人又は任意代理人）

任意代理人は、本人から年金相談の代行を依頼された者であつて、本人の委任状（記名捺印のあるもの）が必要となります。

（6頁「年金相談にかかる委任状・同意書」をご利用ください。）

（例）家族、団体担当者、弁護士、社労士等

#### ③ 同意の第三者

本人が自己の情報を提供することを同意した第三者であつて、本人から情報提供にかかる同意書（記名捺印のあるもの）が必要となります。

（6頁「年金相談にかかる同意書・同意書」をご利用ください。）

（例）家族、団体担当者、その他関係者

## (2) 相談受付形態

年金相談は、主として電話、文書及び来訪による場合がありますが、個人情報の提供を伴う相談の受付については、左記(1)相談者の区分に応じて次のとおり取り扱うものとします。

なお、下記(3)による本人等の確認がとれない場合は、受付けることはできません。

**(表2) 個人情報の提供を伴う場合の相談受付**

	電話	文書	来訪
本人	可	可	可
代理人	不可	可	可
同意の第三者	不可	可	可

## (3) 本人確認

個人情報の提供を伴う相談では、「なりすまし」等の犯罪や錯誤による個人情報の漏洩を防止するため、本人確認はより慎重に行う必要があります。

### ① 電話による相談の場合

電話による相談は、本人に限定されますが、証明書等による確認ができないため、氏名等複数の基本確認事項を本人から聴取し、確認を行います。

② 文書、来訪による相談の場合

文書、来訪のいずれの相談の場合も、相談者についての本人等確認のため、本人、代理人、同意の第三者であることの証明書類の提示や添付が必要となります。

(表3) 文書・来訪相談の場合の基本確認事項

	本人	代理人	同意の第三者
年金証書等（の写し）	○	-	-
委任状	-	○	-
本人同意書	-	-	○

(注) 本人相談には、年金証書（の写し）、改定通知書・送金通知書（の写し）、年金手帳（の写し）に代えて、パスポート、運転免許証、健康保険証等の公的証明書（の写し）の提示や添付でも可とします。

(4) 回答方法

個人情報を含む相談への回答方法は、本人の意図しない第三者への漏洩の防止や本人等への個人情報の正確な提供を図る必要があるため、来訪時に面談による回答をする場合を除き、農林年金からの文書回答を原則とします。

しかし、これまで職域の年金制度として果たしてきた相談機能が引き続き発揮できるよう配慮することとし、本人からの電話照会に対する回答は次のように取り扱います。

- ① 年金及び一時金額（試算額を含む）に関わるプライバシー情報については、電話による回答は行わないこととし、農林年金から文書回答します。
- ② 上記①以外の情報については、本人の意向を踏まえ、電話回答することができるものとします。

(回答手順)

① 年金額・一時金額（試算額を含む）に関わるプライバシー情報



② 上記①以外の情報



(表 4) 個人情報の提供を伴う場合の相談受付形態別回答方法

	電話	文書	来訪
本人	文書回答・電話回答	文書回答	面談による回答
代理人	不可	文書回答	面談による回答
同意の第三者	不可	文書回答	面談による回答

### 3 年金額及び一時金額の試算について

年金額及び一時金額試算依頼については、電話による回答は行わないこととし、農林年金から文書回答します。

また、文書で依頼する場合には、「7頁 特例老齢農林年金額・特例老齢農林一時金額試算依頼書」を農林年金相談センターへ郵送してください。後日、ご本人様に「特例年金額・特例一時金額のお知らせ」を郵送します。

団体の人事担当者が職員の年金額・一時金額試算を依頼する場合は、下記の年金額・一時金額試算依頼書（任意様式）を郵送してください。後日、団体人事担当者様に「特例年金額・特例一時金額のお知らせ」を郵送します。

(年金額試算依頼書・・・団体用)

氏名	組合員番号	生年月日	退職予定日	賞与額合計	本人署名	捺印
年金一郎						
年金二郎						
年金三郎						
年金四郎						
年金五郎						

(注) 賞与合計額は、15年度から当該年度合計額

●本人署名または捺印をする際は、他の人の情報を伏せてください。

## 年金相談にかかる委任状・同意書（文書相談・来訪相談）

年金相談の対象者（ご本人）	
ふり 氏 がな 名	(印)
組合員番号又は年金証書番号	
生年月日	
自宅住所	〒
自宅電話番号	
委任する年金相談の内容 （文書相談の場合は、詳細 を任意の用紙に記入して ください。）	
本人が相談できない理由	

私は次の者を代理人と定め、上記の年金相談を委任します。

私は上記の年金相談に伴い、私の個人情報に次の方へ提供することに同意します。

代理人（又は本人同意の第三者）	
ふり 氏 がな 名	(印)
生年月日	
自宅住所（注）	〒
自宅電話番号（注）	
本人との関係	

（注）団体の事務担当者様が職員の年金額・一時金額の試算を依頼する場合は、代理人欄の自宅住所には団体の住所と名称を、自宅電話番号には団体の電話番号を記入してください。

文書相談の場合、宛先（住所、氏名）を記入した返信用封筒（82 円切手を貼ってください）を必ず同封してください。

**文書送付先** 〒101-8511 東京都千代田区内神田 1 - 1 - 12 コープビル 10 階  
農林年金相談センター 年金相談係 TEL03 - 3219 - 3123

## 特例老齢農林年金額・特例老齢農林一時金額試算依頼書

※ 老齢厚生年金額の試算は年金事務所に  
依頼してください。

区分	年金額試算の依頼者（ご本人）	（例）
ふり 氏 名	(印)	ねんきんたろう 年金太郎
組合員番号		0 - 0 0 - 9 1 0 - 1 2 3 4
基礎年金番号		9 6 0 0 - 1 2 3 4 5 6
生年月日		昭和31年4月23日
自宅住所・郵便番号	〒	〒101 - 8511 東京都千代田区内神田1 - 1 - 12
自宅電話番号		0 3 - 3 2 1 9 - 3 1 0 0
退職（予定）日		平成30年3月31日

- (注) 1 退職予定日が平成30年4月以降の場合は、平成30年3月31日退職と仮定して試算します。
- 2 団体の事務担当者あるいは代理人が職員の年金額・一時金額の試算を依頼する場合は、「年金相談にかかる委任状・同意書」(前頁の様式)も必ず添付してください。複数名の職員の年金額・一時金額を依頼する場合も同様です。

**恐れ入りますが、宛先(住所、氏名)を記入した返信用封筒(82円切手を貼って下さい)を必ず同封してください。**

**文書送付先** 〒101-8511 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル10階  
農林年金相談センター 年金試算係 TEL 03-3219-3123

50歳以上の方がご利用できます。後日、「特例年金額・特例一時金額のお知らせ」を郵送します。

なお、年金額試算依頼は、申込順に回答しておりますが、申込が多い場合は、回答が届くまで3週間程度を要する場合がありますので、ご了承ください。また、試算結果の回答が届くまでは、再度の申込みはご遠慮ください。